

社会福祉法人設立に関する公告

令和4年1月11日

法人の名称 社会福祉法人 鹿児島福祉会

法人設立の年月日 令和4年1月11日

主たる事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町5番5号

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 障害児通所支援事業の経営

(ハ) 一時預かり事業の経営

(ニ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(ホ) 障害児相談支援事業の経営

2 この法人は「子どもの最善の利益の尊重」を念頭に社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）を実現する法人を目指します。

(1) 広く国民の税金で運営の多くを支えられている事を常に自覚し、日本国憲法に基づき、国民（地域）の福祉に貢献する。

(2) 「子どもの最善の利益を実現する」ために先駆する。

定款に記載された目的及び事業

定款に記載された目的及び事業

(3) 利用者（サポートを必要とする人）の主体性を尊重し、常に利用者の福祉を第一に、地域（ボランティア）及び他の事業者とともに利用者にとって最善の福祉サービス（活動）をコーディネートする。

(4) 本法人の資産・人材・経験・知識を独占的に用いることなく、地域の財産として可能な限り広く開放するように努める。

(5) 職員処遇や福利厚生充実を図り、地域及び職員の満足度の向上と共に働きがい・生きがいのある社会を作るように努める。

3 この法人は前項各号の理念の下に、非営利性・公益性にふさわしい経営組織の構築、組織・事業の透明性の向上、地域における公益的な取り組み、質の高い人材の確保・育成に一層積極的に取り組み、前項各号に掲げる事業の目的を達成するために必要な事業を行う。

役員

理事長	精松 基
理事	末永 洋子
理事	橋口 孝久
理事	田知行 義久
理事	下忠 紀子
理事	村永 真貴子
監事	鮫島 亮二
監事	村山 雅子